平成２４年（フ）第３４号
京都府京丹後市峰山町杉谷946番地
債務者　村田　由香
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３５号
京都府与謝郡与謝野町字男山263番地19
債務者　笠井　崇臣
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３６号
京都府与謝郡与謝野町字三河内176番地１
債務者　藪田　由衣（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目61番地２
サンフェニックス21―305号室、従前の住所
兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目82番地10
債務者　西原佐知子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市大塩町汐咲２丁目10番地　サンハイツ大塩408
債務者　大井　順子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０６号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の13
ニューセントラルハイツⅡ102、従前の住所
仙台市青葉区みやぎ台３丁目２番１号
債務者　高橋　一昭
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目11番地の13
ニューセントラルハイツⅡ102、従前の住所
仙台市青葉区みやぎ台３丁目２番１号
債務者　高橋百合子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
茨城県神栖市深芝南１丁目２番地１　パークハウス深芝202
債務者　大竹　洋久
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５３号
茨城県神栖市波崎9573番地32
債務者　網中　　歩
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６１５号
千葉市緑区おゆみ野４丁目28番地５ツインプラザＢ―103号
債務者　日暮　　緑
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７４号
千葉県市川市宝２丁目７番１号　宝サンハイム202号
債務者　日野　　清
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９８号
千葉県船橋市山手２丁目９番27号カーサ山手101号
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
千葉県安房郡鋸南町中佐久間217番地
債務者　金木　智美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第８８号
長野県上田市古里1150番地10エスポアールＢ棟101号、前住所長野県上田市上田原889番地６
債務者　宮澤　和也
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９１号
長野県上田市上塩尻496番地13
債務者　内山　祐子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目135番地
ロイヤルコーポ広畑501
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８３号
山口県下関市幡生宮の下町20番９号　和ハウス101号、前住所北九州市小倉南区徳力新町１丁目27番８―201号
債務者　飯塚　　晋
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係